

じ、十年百五十石を加へ、漸く昇進して御持弓頭に至り、寶曆五年致仕して幽止と稱し、料三十人扶持を受け、明和七年正月八日八十六歳を以て歿した。

**サカキナホマサ** 坂井直政 通稱平藏・八右衛門。與右衛門直勝の四男。文祿四年前田利長に仕へ、三百五十石を受けたが、慶長の役に父兄皆丹羽長重に仕へてゐたから、直政は暇を乞うて牢浪し、次いで福島正則に仕へ、正則の改易せられた後、元和六年再び前田利常に來附して七百石を受け、寛永二年に歿した。子孫世々藩に仕へる。

**サカキナホユキ** 坂井直征 通稱新平・八右衛門・與右衛門。八右衛門直政の養子。寛永三年五百石を受け、御馬廻に班し、前田光高に附屬した。十九年江戸辰口邸に於いて有澤太郎左衛門と井口清兵衛との喧嘩の時功あり、初めて喧嘩追懸物役を命ぜられた。正保元年三百石を加へ、慶安三年更に百石を加へ、諸職を經、貞享四年致仕して幽閑と稱し、二百石を隱居料とし、元祿六年に歿。

**サカキナリトモ** 坂井成友 通稱三郎兵衛。萬治元年初めて前田利常に仕へて小々將となり、寛文元年四百石を受け、九年二百石を加へて大小將に列し、寶永二年御先弓頭に進み、享保三年十月十四日歿した。

**サカキナリトモ** 坂井成儔 通稱藤太夫・五郎兵衛。初諱孝方。元祿七年小坊主となつて前田利章に屬し、寶永元年御側小將新番並に進み、次いで利章に大聖寺に從ひ、正徳三年金澤に歸つて新番となり、享保九年同小頭として新知百五十石を受け、十年五十石を加へ、前田重熙の御抱守となり、次いで御廣式御用

達等に任じ、寶曆三年正月廿三日六十六歳を以て歿した。

**サカキナリミツ** 坂井成圓 通稱大郎。小平。一諱克昌。天明元年父五郎八成昌の遺知二百石を受けて御馬廻に班し、改作奉行・御廣式御用達・前田齊廣御抱守・同御附大小將横目から次第に昇進して物頭並に至り、享和三年百石を加へ、十二月廿五日歿した。

**サカキノババシヒ** 酒井の馬場権 鹿島郡酒井の日吉神社の樹叢には権が最も多く、幹圍三米以上のものが七株ある。その最大のものは地上一米二の周圍一〇米二で、この所から周圍四米五・五米・五米五・二米一・二米六・二米二の六幹となつてゐる。樹高約一三米。之を馬場権といひ、主幹の内部は既に空洞となつてゐるが、周縁は尙堅實である。大正十五年十月二十日天然記念物に指定せられた。蓋し我が國に於いても有数の巨権であらう。

**サカキノ** 酒井保 鹿島郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録に、『酒井保、壹町五半、承久元年立券狀』とある。後世また酒井保がある。

**サカキノ** 酒井保 鹿島郡に屬し、藩政時代では酒井のみを含んで居た。

**サカキヤサダ** 酒井安定 通稱左七郎。父少兵衛は本多刑部の奥力から出で、天明五年組外に列して祿百石を受け、翌六年歿した。安定その後を受けて亦組外に班し、文化八年割場道具奉行となり、天保元年五十石を増し、八年歿した。

**サカキリヨウスケ** 坂井良輔 金澤の人。算學を瀧川秀藏友直に學んで免許を受けた。明治二年致遠館の開かれた時、關口開等と共に

に戸倉伊八郎に就いて西洋算法を學び、洋算教師を命ぜられたが、幾許もなく辭職し、自宅に於いて子弟に教授した。明治十六年八月廿一日歿、享年六十三。

**サキアヒガハ** 崎合川 鹿島郡東濱と大泊と兩部落間に於いて海に注ぐ小流である。流程三軒。

**サキオリ** 裂織 木綿の縞縷を細く裂き、それに藤の纖維などを交へて織つたもので、藩政の頃農民の仕事着として用ひられた。

**サキジンジャ** 佐奇神社 石川郡鷺森(今神合)に鎮座する。式内等舊社記に、『佐奇神社。式内一社。大野庄鷺森村鎮座。祭神息長帶姫命。佐奇川の河端也。河名或名『犀川。』と見え、鷺森社と稱したこともある。加賀志に、この村の領境に學堂橋がある。或はその附近に佐奇神社の額堂があつた地ではなからうかと記する。

**サキダ** 崎田 ↓サイダ 才田。

**サキダイオリ** 崎田伊織 伊豫西條城主一柳直興の金澤に御預となつた時附隨して來た人。直興逝去の後、伊織の子市三郎は前田綱紀に召出されて二百石を賜ひ、本組興力となり、子孫相繼いだ。伊織の弟貞之進も亦同時に俸二百石の本組興力となつたが、亂心して斷絶した。

**サキダボウ** 崎田坊 本願寺派諸寺系圖に、『本泉寺兼縁移住加州若松坊。號『若松殿。』號『慶光坊。』同國崎田坊清澤坊中頭坊開基之。勅賜『上人號』とある。兼縁は運悟のこゝとで、崎田坊は河北郡才田にあつたのであらう。

**サキチヨウ** 左義長 藩政の時、正月十五

日神社の境内に齋竹を立て、根部を藁筵で蔽ひ、拂曉之に點火する時、各戸からは松飾注連繩の撤したのを齋して火中に投じ、之を左義長と名づけた。この際、少年は昨年中使用した古筆に、十二銅又は百八銅を添へて納めれば、神主は共に之を焚いた。或は新年の書初を焼き、餘燼高く天に沖するを見て神慮に適ひ能筆となる證であるとするものもあり、この火で餅を炙いて食すれば、亦幸運を得ると信ぜられた。城内の注連繩は野町神明宮に送る例であつた。

**サキツグミ** 先高組 ↓サキテグミ 先手組。

**サキテグミ** 先手組 御先手組は御先弓組足輕と御先筒組足輕との總稱である。古へは足輕を御弓之者・御鐵炮之者というた。天正十二年千福長左衛門義春に筒組足輕二十人を預けられたのは、その頭の姓名の見える初であらう。次いで文祿六年には後藤又助がある。慶長五年菊池忠左衛門・大橋九郎兵衛・松平久兵衛等之を勤め、大聖寺の役に長如庵・高山南坊・山崎閑齋・太田但馬等の手に附せられた。これは人持組頭に附屬する初である。寛永四年の士籍に、後世の七手組の如きものが六手あつて、その組々に御先手頭二三人又は四五人が加つてゐた。延寶五年三月十九日御先手物頭に役料知百五十石を興へられ、貞享三年十一月十三日人持組を七組と定め、その一組に弓一組・筒二組宛を附屬せしめ、御先手組惣べて二十一組、御先手物頭二十一人と定められた。しかし所屬の人持組別は尙無かつたが、元祿十四年七月九日これを定め、御先手組をそれぞれに分屬せしめることにし